

〔平成23年7月27日〕
海上自衛隊達第24号

護衛隊等の隊勤務要員の差出区分に関する達を次のように定める。

護衛隊等の隊勤務要員の差出区分に関する達

護衛隊等の隊勤務要員の差出区分に関する達（平成18年海上自衛隊達第19号）の全部を改正する。

護衛隊、練習隊、潜水隊、掃海隊、輸送隊、海上補給隊、海上訓練支援隊、海洋観測隊、音響測定隊及びミサイル艇隊の隊勤務要員の差出区分（海上自衛隊の編成等に関する訓令（昭和42年海上自衛隊訓令第1号）で定める差出区分をいう。以下同じ。）は、次の表のとおりとする。

隊名	隊勤務要員の差出区分
第1護衛隊	横須賀地方総監部
第2護衛隊	佐世保地方総監部
第3護衛隊	舞鶴地方総監部
第4護衛隊	呉地方総監部
第5護衛隊	佐世保地方総監部
第6護衛隊	横須賀地方総監部
第7護衛隊	大湊地方総監部
第8護衛隊	佐世保地方総監部
第11護衛隊	横須賀地方総監部
第12護衛隊	呉地方総監部
第13護衛隊	佐世保地方総監部
第14護衛隊	舞鶴地方総監部
第15護衛隊	大湊地方総監部
第1練習隊	呉地方総監部
第1潜水隊	呉地方総監部

護衛隊等の隊勤務要員の差出区分に関する達

第2潜水隊	横須賀地方総監部
第3潜水隊	呉地方総監部
第4潜水隊	横須賀地方総監部
第5潜水隊	呉地方総監部
第6潜水隊	横須賀地方総監部
第1 1潜水隊	呉地方総監部
第1掃海隊	横須賀地方総監部
第2掃海隊	佐世保地方総監部
第3掃海隊	呉地方総監部
第4 2掃海隊	呉地方総監部
第4 3掃海隊	佐世保地方総監部
第4 4掃海隊	舞鶴地方総監部
第4 5掃海隊	大湊地方総監部
第4 6掃海隊	佐世保地方総監部
第1輸送隊	呉地方総監部
第1海上補給隊	横須賀地方総監部
第1海上訓練支援隊	呉地方総監部
第1海洋観測隊	横須賀地方総監部
第1音響測定隊	呉地方総監部
第1ミサイル艇隊	大湊地方総監部
第2ミサイル艇隊	舞鶴地方総監部
第3ミサイル艇隊	佐世保地方総監部

附 則

この達は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月5日海上自衛隊達第5号）

この達は、平成26年3月12日から施行する。

附 則（平成28年6月27日海上自衛隊達第27号）

この達は、平成28年7月1日から施行する。

護衛隊等の隊勤務要員の差出区分に関する達

附 則（平成30年2月28日海上自衛隊達第2号）

この達は、平成30年3月12日から施行する。

附 則（令和2年9月30日海上自衛隊達第49号艦隊情報群等の新編等に
伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第36条）

この達は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月7日海上自衛隊達第8号第11潜水隊の新編等に伴う
関係海上自衛隊達の整理に関する達第27条）

この達は、令和6年3月8日から施行する。

附 則（令和6年3月11日海上自衛隊達第11号）

この達は、令和6年3月12日から施行する。

白 紙